

第10章 健康危機管理体制の構築

第1節 健康危機管理体制

現状及び課題

- 全国的に感染症、食中毒、医薬品、飲料水などの原因により、地域住民の生命と健康を脅かす事案が発生しています。今般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックで見られたように、海外で発生流行した感染症が、交通網の発達により国内に入り、感染拡大する可能性が高くなりました。

また、地震や豪雨による災害も発生し、被害住民の健康維持のため、避難所における衛生・健康対策が重要な業務として求められています。

このため、これらの事案が発生した際には、保健所、衛生環境研究センター、医療機関等と連携し迅速に対応できるよう、健康危機管理体制の整備を行う必要があります。

◇県内の健康危機管理事案の発生状況 (単位：人)

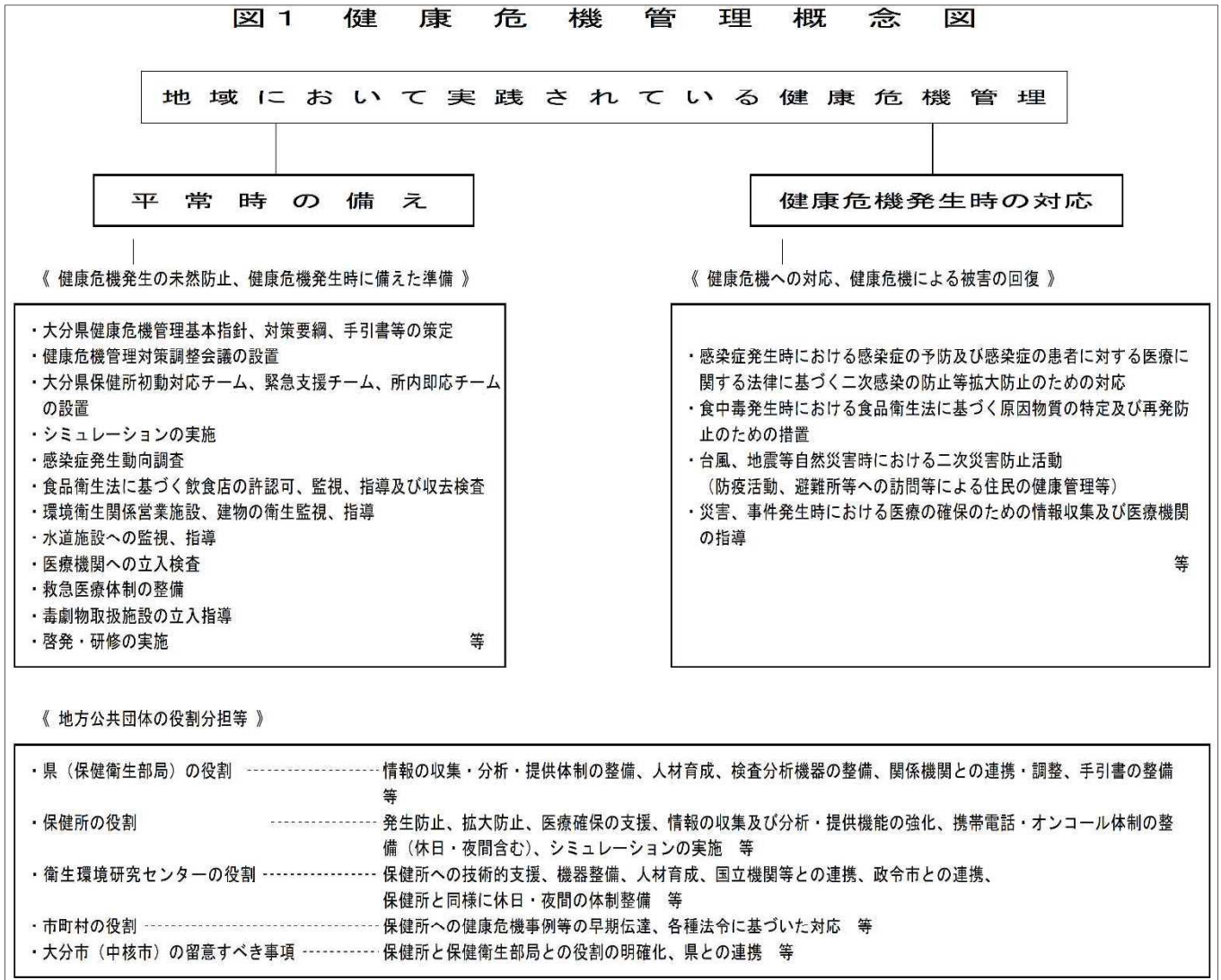
疾患等の名称	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
コレラ					
細菌性赤痢		1			
腸管出血性大腸菌感染症	42	25	32	13	31
腸チフス					1
食中毒	316	126	72	20	392

資料：大分県感染症対策課、食品・生活衛生課調べ

- 県では、「大分県健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理対策調整会議を設置するとともに、様々な健康危機に対応するための実施体制やマニュアル等をまとめた「健康危機管理の手引き」を作成するなど、健康危機の発生に備えています。
- MERSやエボラ出血熱等の患者が発生した場合に備え、患者移送車を車いすにも対応できるものを配備し、新型インフルエンザ発生時の訓練や、各保健所で行う様々な健康危機発生を想定したシミュレーションに活用しています。
- 県は、健康危機発生時に迅速に対応できるよう、機器や資材及び人的支援のチームを整備しています。
 - ・防護服、除染用シャワー、感染症患者搬送用の陰圧アイソレーター及び搬送車、陰圧エアertentを配備
 - ・各保健所に所内即応チーム、健康政策・感染症対策課に初動対応チームを設置
 - ・大規模自然災害発生時に、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を設置
 - ・県外の災害発生時に対応するためDHEAT養成研修を実施
- 保健所災害時対応マニュアル、DHEAT活動要領等により、保健所の災害に備える体制整備に努めています。

- 今後、内閣感染症危機管理統括庁を中心に改定が見込まれる新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、県行動計画を改定する必要があります。

図1 健康危機管理概念図



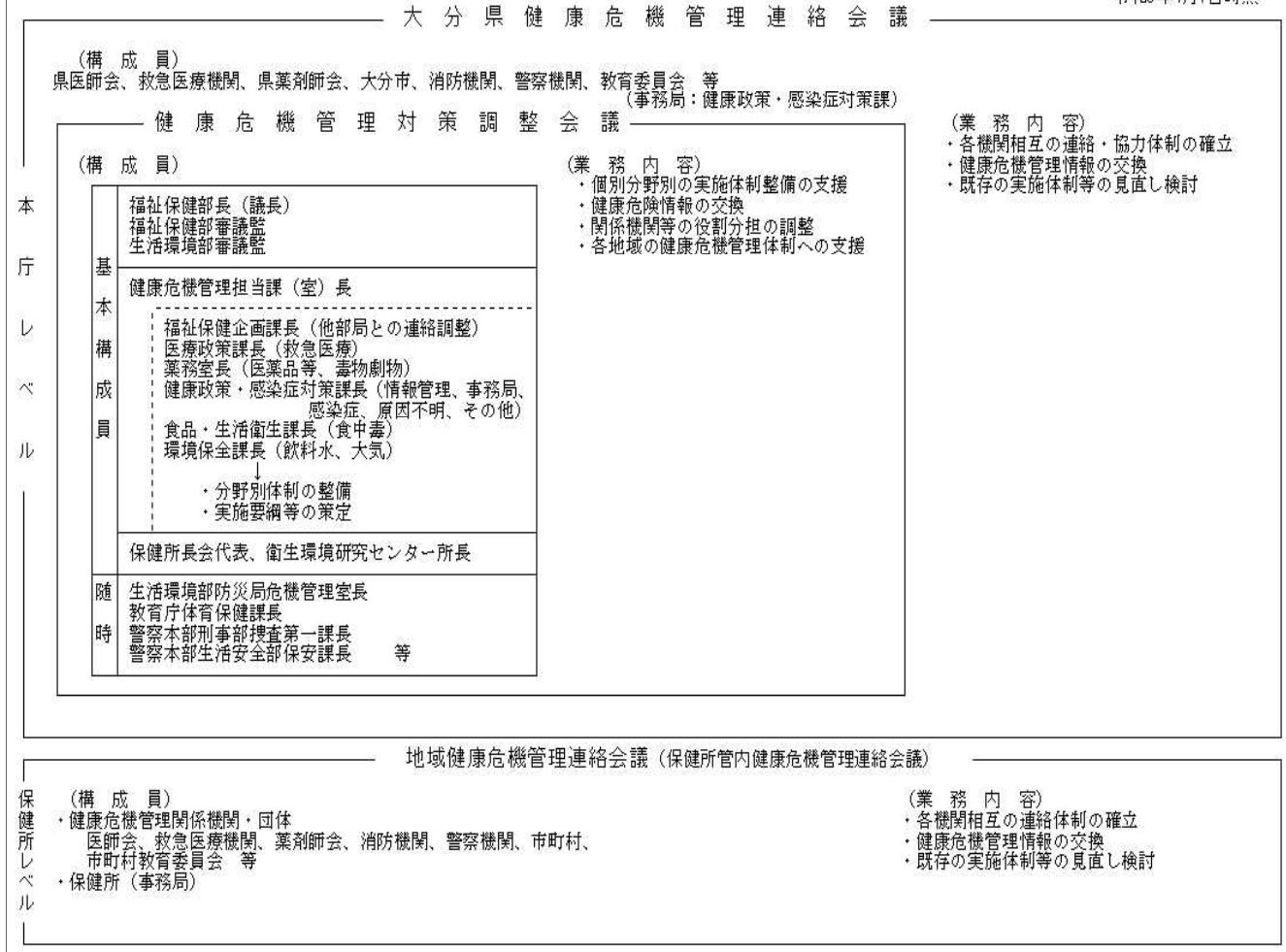
今後の施策

（1）地域における健康危機管理体制の確保

- 健康危機の発生予防や発生時の対応に備え、平常時から消防・警察等の関係機関や医師会等の関係団体との協力・連携体制を確立することにより、地域における健康危機管理体制の確保を図ります。

図2 健康危機管理体制図（平常時）

令和6年4月1日時点



(2) 関係職員の資質向上

- 保健所職員等を対象にした健康危機管理研修会の実施や、国が実施する健康危機管理研修会への保健所長等の派遣を通じて、職員の資質の向上に努めます。

(3) 知見の集積とシミュレーションの実施

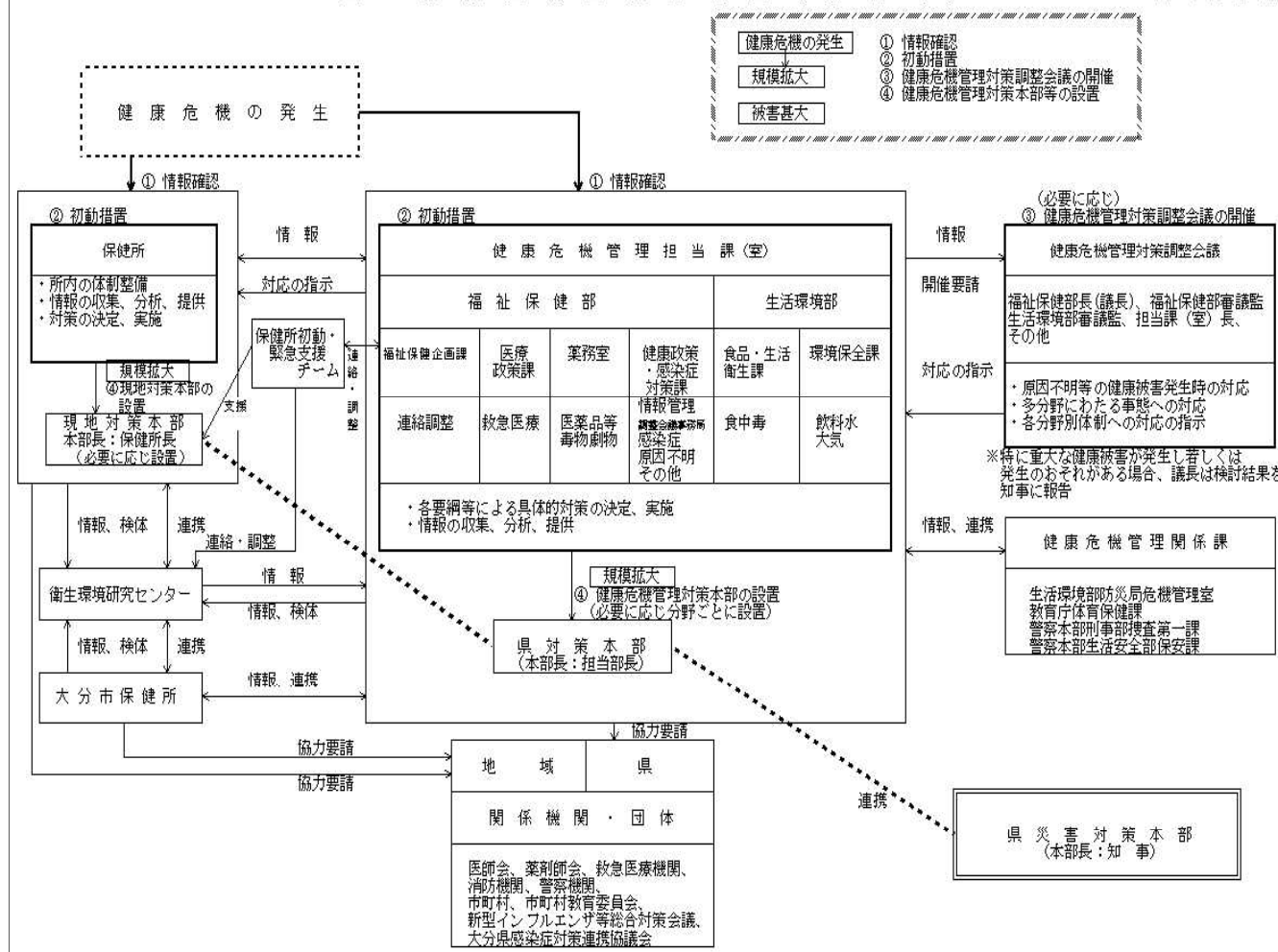
- 健康危機管理に必要な情報の整理、専門的知識の習得、健康危機に関する調査研究、健康危機管理事例の収集等に努めます。また、発生予測のつかない健康危機に対し、保健所の迅速かつ適切な対応能力を高めるため、管内を対象とするシミュレーションを実施します。また、県境を管内に持つ保健所にとっては、隣県の保健所等の関係機関との連携が重要になることから、広域連携型のシミュレーションを実施します。

(4) 健康危機管理対策本部の設置

- 重大な健康被害が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合は、健康危機管理対策本部を設置し、発生状況や患者の収容状況等の情報収集を行い、対応策を検討するとともに、受け入れ医療機関の調整や関係機関との情報交換・提供等を行います。

図3 健康危機管理体制図（非常時）

令和6年4月1日時点



(5) 健康危機による被害の回復

- 健康危機の被害回復に向け、医療機関や市町村と連携しながら、被害住民に対する健康相談や心のケア、飲食物の安定確保などの対策を講じます。

(6) 健康危機管理情報の収集と提供

- 国内及び国外のあらゆる機関から健康危機管理に関する情報収集に努め、県民に必要な情報を適宜適切に提供します。

(7) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制強化

- 統括DHEATの設置、要員の登録者名簿の整備を行うとともに、研修・訓練の充実によりDHEATの体制強化を図ります。

(8) 九州各県との広域連携

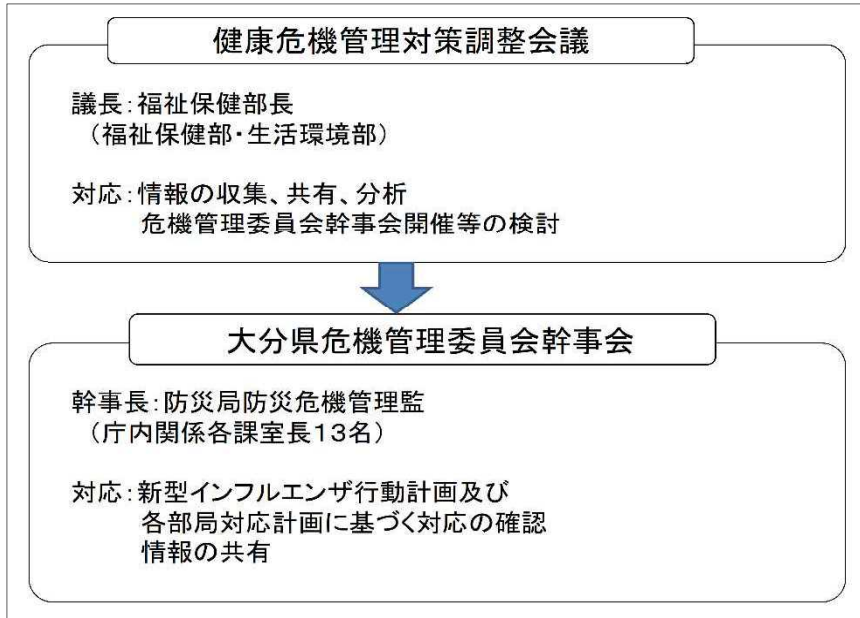
- 広域的に対応を要する感染症の発生について、「九州・山口九県における感染症に対する広域連携に関する協定書」に基づき、派遣の受入れ及び支援要請を行い、広域的な連携を図ります。

(9) 新型インフルエンザ等対策に係る危機管理体制及び医療提供体制

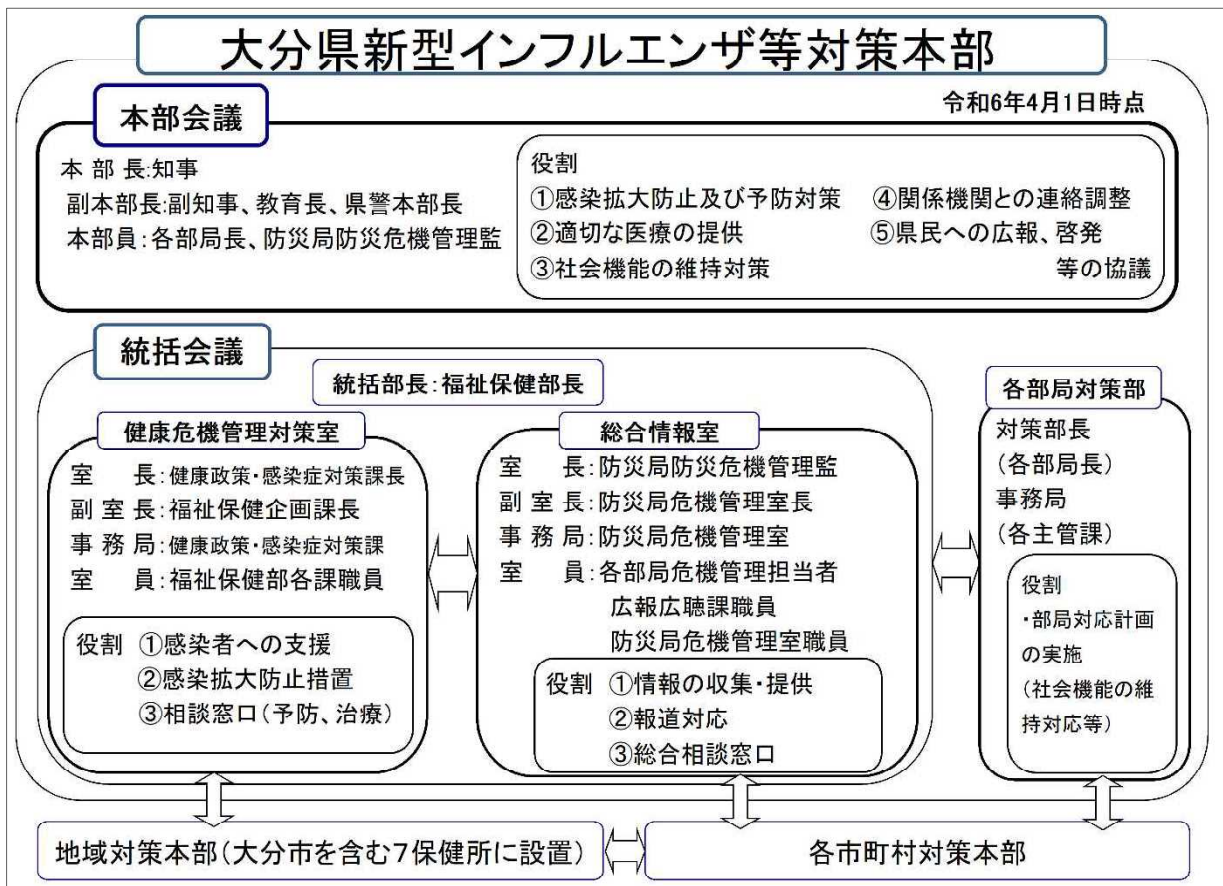
- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえつつ、今後改定される政府行動計画の感染症対策・制度改正を反映させ、「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定します。

- 大分県感染症予防計画等に基づき、医療提供体制（病床数、発熱外来機関数、医療機関等に派遣可能な人数、宿泊療養施設の確保数等）の確保を図ります。

◇新型インフルエンザ等対策体制図（発生前）



◇新型インフルエンザ等対策体制図（発生後）



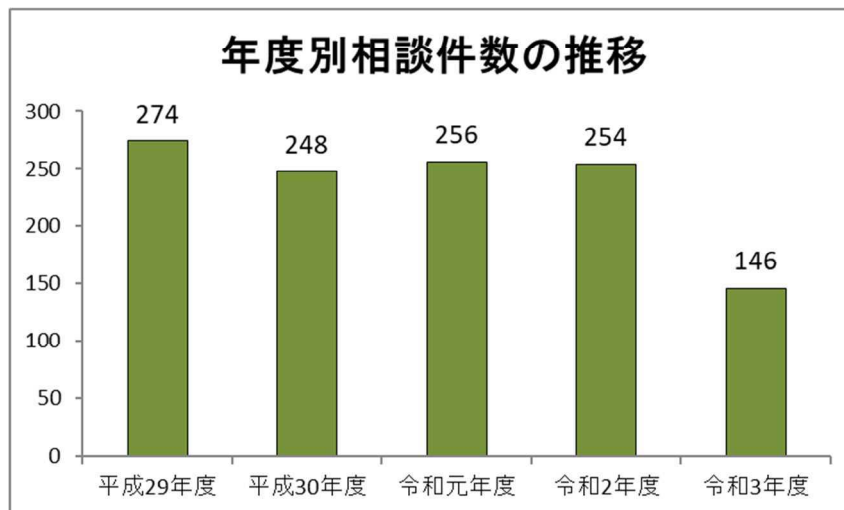
第2節 医薬品等の安全対策

1 医薬品等の有効性・安全性の確保

現状及び課題

- 本格的な高齢化社会の到来に伴う疾病構造の変化や医療技術の進歩により、医薬品等が使用される機会が増加しています。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という。）で規制されている医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下、「医薬品等」という。）は、人体に直接使用するものであるため、安全で有効なものでなければなりません。
そのため、医薬品等の有効性と安全性の確保を目的に、医薬品等製造販売業者に対してはGVP省令（製造販売後安全管理基準）及びGQP省令（品質管理基準）の遵守、医薬品等製造業者に対してはGMP/QMS省令（製造管理及び品質管理基準）の遵守について監視指導を行っています。
また、医薬品等の流通における適正な管理を期するため、薬局や医薬品等販売業者に対しても立入調査を行っています。
- 県民の健康志向が高まる中、無承認無許可医薬品の摂取による健康被害が発生したことにより、医薬品や健康食品の安全な使用等に関して、県民が気軽に相談できる電話相談窓口を大分県薬剤師会に設置しています。

◇年度別相談件数の推移



資料：「大分県薬務室調べ」

- 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、日常医療現場においてみられる医薬品又は医療機器の使用によって発生する健康被害等の情報を薬機法の規定に基づき、医療関係者から直接厚生労働大臣に報告する制度です。
報告された情報は、専門的観点から分析評価を行い、厚生労働省から都道府県に提供されます。それを受けて必要な安全対策が講じられるよう医療関係者に対して情報のフィードバックを行っています。

- また、平成 24 年 3 月、医薬品によって生じた副作用を患者又はその家族がインターネットを介して報告できる、患者副作用報告システムの運用を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が開始しました。収集された情報は、個人情報を除き、PMDA から厚生労働省及びその医薬品を供給する製造販売業者へ提供する等、医薬品の安全対策を進める目的で利用されます。
- 県民の健康を守るために健康食品を買上げ、医薬品成分が含有されていないか検査を行っています。
また、健康食品の広告やインターネット上の監視指導を行い、無承認無許可医薬品の発見と排除に努めています。
- 毒物劇物による危害の発生を未然に防止するために、県内の製造業者及び販売業者（以下、「毒物劇物営業業者」という）、業務上取扱者等に対して毒物劇物の保管管理の徹底や危害防止規定の作成等の監視指導を行っています。また、毒物劇物の保管・貯蔵・運搬状況及び事故発生時の協力が可能な事業所を把握し、危機管理体制の整備に努めています。

今後の施策

（１）薬事監視の充実強化

- 医薬品等製造販売業者及び製造業者、薬局及び医薬品等販売業者に対して、厳正な監視を行い、安全性及び品質の確保を図ります。
- 医薬品の製造は今や世界中で行われていることから、日本での医薬品製造における製造管理及び品質管理についても国際統合化が求められています。そのため、医薬品製造業者だけでなく、その製造業者に対して立入調査を実施する調査員も知識や技術を向上させる必要があることから、定期的な研修会の開催等により調査員の教育訓練を図ります。
- 平成 28 年度に偽造医薬品の流通が発覚した事案を踏まえ、医療用医薬品の適正な流通を確保するため、薬局や医薬品卸売販売業等を対象とした監視指導を強化します。

（２）薬事情報の収集と伝達

- 国内の医療機関や薬局の医療関係者を対象とした「医薬品等安全性情報報告制度」の活用により健康被害情報の伝達促進を図ります。
- 無承認無許可医薬品等により健康被害が発生した場合は、関係部署と連携の上調査、公表を行い健康被害の拡大防止に努めます。

（３）毒物劇物危機管理体制の整備

- 毒物劇物による危害の発生を防止するために、毒物劇物営業業者及び業務上取扱者に対する監視取締の徹底を図るとともに、テロによる危害の発生を防止するため、関係機関と連携し県民の安全・安心を確保します。

（４）医薬品の適正使用に関する知識の普及啓発

- 医薬品の適正使用について、県民への正しい知識の普及を図るとともに、無承認無許可医薬品の使用防止を図ります。

2 薬物乱用防止対策の推進

現状及び課題

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会の安定を脅かす最も深刻な社会問題の一つとなっています。従来の覚醒剤や大麻等に加え、錠剤型合成麻薬である MDMA や麻薬と似た作用が疑われる段階で薬機法にて規制された指定薬物、麻薬と類似した幻覚や興奮作用などがある危険ドラッグなどの乱用が若年層をはじめ幅広く拡大しています。

- 覚醒剤事犯の検挙者は減少傾向ではあるものの、高い水準で推移しており、依然として大きな社会的関心事となっています。
- 大麻事犯の検挙者は、令和元年に急増し、以降右肩上がり増加、令和4年に過去最高の検挙人員を記録し、初めて大麻検挙人員が覚醒剤検挙人員を上回りました。

◇大分県の薬物関係検挙人員（単位：人）

薬物	令和2年	令和3年	令和4年
覚せい剤	73	57	38
大麻	36	38	64
麻薬等	0	1	3
危険ドラッグ	0	0	0
総数	109	96	106

資料：「大分県警本部調べ」

危険ドラッグについては平成27年から計上

- 薬物乱用防止指導員は保護司会など6団体420名に委嘱しています。それぞれが所属する団体の本来の活動の中で、地域住民と接する機会を利用して、指導員の研修会で得た知識、各地区協議会事務局から配布された啓発資料などを用いて、薬物乱用防止活動を行っています。

◇令和4年度薬物乱用防止指導員委嘱状況

保護司	防犯協会	少年警察 ボランティア	公民館 連合会	学校 薬剤師	ライオンズ クラブ	計
109	25	93	48	70	75	420

資料：「大分県薬務室調べ」

- 毎年6月20日からの1ヶ月間を「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間とし、県内各地で薬物乱用防止ヤング街頭キャンペーンや国連支援募金活動を行っています。
- 県教育庁、県警察本部との緊密な連携のもとに、中学校、高等学校等の学校現場において薬物乱用防止講座を開催するとともに、大学や短大等においても積極的に薬物乱用防止講座を開催し、薬物乱用防止についての啓発を行っています。

◇令和4年度薬物乱用防止講座開講状況

	小学校	中学校	高等学校	大学等	その他	計
講習回数	30	38	17	12	7	104
人数	1,705	4,082	4,778	938	510	12,013

資料：「大分県薬務室調べ」

- 薬物乱用者が中毒から立ち直す手助けとして、医師が治療の視点から中毒者本人や家族からの相談を受ける薬物乱用防止個別相談を大分県こころとからだの相談支援センターで実施しています。
- 各保健所に薬物乱用防止相談窓口を設置し、シンナーや覚醒剤など薬物乱用防止の普及啓発を行っています。また、不正栽培されているけしや大麻の撲滅を図っています。
- 平成24年度から指定薬物の迅速な指定を可能とするため、「包括指定」が活用されており、これにより未規制物質を幅広く迅速に規制することが可能となりました。

今後の施策

- 薬物乱用防止指導員と連携し、地域で開催される各種行事等の機会を利用し、薬物乱用防止啓発活動の充実強化を図ります。
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」等を通じて、薬物乱用の有害性・危険性を啓発し、薬物乱用を許さない環境づくりの醸成を推進します。
- 若年層の大麻乱用を防止するため、薬物乱用防止講座等での啓発に努めます。
- 危険ドラッグや指定薬物の取締りを強化し、市場からの排除に努めます。

第3節 食品の安全衛生対策

現状及び課題

- アレルギー表示欠落による自主回収事例、農薬・動物用医薬品の不適正使用事例など、食の安全・安心に関する問題が発生しています。
また、食品流通の国際化に伴い、指定外添加物の混入や輸入野菜からの残留農薬の検出など輸入食品等の安全性を確保する必要があります。
- 生体で輸入される家畜・家禽において、BSEや鳥インフルエンザ等の疾病の侵入、疾病予防や治療等に用いた抗菌性物質、ホルモン剤、内部寄生虫用剤等の残留問題に対処し食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査体制の一層の充実強化が必要です。
- 平成30～令和4年の大分県内（大分市含む）の食中毒平均発生件数は9件、患者数は185.2人でした。
また、食中毒事件を病因物質別に見ると、ノロウイルスやカンピロバクターが原因として多く、近年はアニサキスや植物性自然毒でも食中毒が発生しており、これらの防止対策が重要となっています。
- 平成15年度に設置し、毎年度開催している「大分県食品安全推進県民会議」等において、食肉の生食の危険性に関する意見が寄せられています。これらに対処するため、と畜場等の食肉・食鳥肉関連施設の微生物汚染防止対策及び食品等の監視指導の強化とともに、消費者への食の安全に関する情報発信が重要な課題となっています。
- イノシシ・シカの捕獲数が増加し、流通が拡大しつつあり、ジビエ処理加工施設の衛生管理水準の向上が求められています。
- 本県では、平成16年度から「大分県食品衛生監視指導計画」に基づき、リスク分析に基づく監視指導や食品の収去検査の実施、行政処分等の情報公開の推進及び生産部局との連携強化による実効性のある食品衛生行政を推進しています。
また、庁内関係部局が連携して、食品の安全と安心の確保を図るため、平成17年4月に「大分県食の安全・安心推進条例」を施行するとともに、条例に基づく具体的な行動指針として「大分県食品安全行動計画」を策定し、生産から流通・消費における包括的な食の安全確保を推進しています。
- 令和3年6月に施行された改正食品衛生法では、HACCP^{*1}の制度化と自主回収情報の報告義務化など食品の安全を確保するための改正が行われました。
(※1) 食品の製造加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し(Hazard Analysis)、この結果を基に衛生管理をするとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点(Critical Control Point)を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を確保する方法

今後の施策

(1) 県民意見の反映と情報提供の推進

- 消費者、生産・製造者、流通・販売業者等と食品衛生行政や食に関する情報提供と意見交換（リスクコミュニケーション）を図るために、「大分県食品安全推進県民会議」を開催するとともに、広報誌・ホームページ等により積極的な情報提供に努めます。

(2) 食中毒防止対策の強化

- 全国的に未加熱食材や加熱不十分な食肉による食中毒が多数発生しており、と畜場等の食肉・食鳥肉関連施設やジビエ処理加工施設への一斉取締りや啓発活動等の取組を一層強化します。
- 食中毒等健康被害が発生した場合には、迅速かつ的確に対応することとし、原因究明、被害の拡大防止と再発防止対策を徹底します。

(3) 自主管理体制の推進の支援

- 食品営業者、生産団体等に対して、食品の安全確保のための自主管理体制整備に必要な情報提供や指導を行い、HACCPの定着を支援します。

(4) 食品衛生監視指導の強化

- 食品を原因とする健康被害発生の可能性等を考慮し、重要度に応じた計画的かつ効果的な監視指導を実施するとともに、高度化・多様化する食品製造業者等に対しては、食品衛生監視機動班を活用し、HACCPを適切に運用できるよう、科学的な根拠に基づき助言指導を行います。
- 食肉の微生物汚染防止を図るため、施設構造設備基準の確認、枝肉等の微生物学的評価や関係者に対し衛生教育を実施し、HACCPに基づく衛生管理を推進します。

(5) 食品・添加物の試験検査の充実強化

- 違反食品の排除及び食品事故防止を図るため、消費者意見を考慮しながら、アレルギー物質・添加物・残留農薬等について収去検査を実施します。
- 食品の検査において、検査成績の信頼性を確保するため精度管理を行います。
- と畜場に併設された食肉衛生検査所において、起立不能牛等のBSEスクリーニング検査（エライザ検査）を実施し、特定部位の確実な排除及び汚染防止を徹底し牛肉の安全を確保します。
- 家畜保健衛生所と定期的な連絡会等を開催し、動物用医薬品等の使用実態、家畜・家禽の疾病の発生状況に関する情報の共有化を図る等、関係部局との連携を強化し、食肉の安全確保に努めます。
さらに、食肉・食鳥肉由来の食中毒や衛生確保及び残留有害物質等に関する調査研究の充実を図ります。

第4節 生活衛生対策

現状及び課題

- 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所における衛生水準の維持向上と利用者の安全の確保を図るため、法令遵守の徹底が必要です。
- 営業施設の衛生確保を図る上で、事業者の自主的な衛生管理体制を確立するため、生活衛生関係団体との連携強化が必要です。
- 全国でも有数の温泉地を有する本県において、レジオネラ属菌による事故の発生を未然に防止するため、平成15年4月に旅館業法施行条例及び大分県公衆浴場法施行条例を改正し、衛生措置の基準として、原湯を貯留する貯湯槽の清掃及び消毒や浴槽水の完全換水等を定めました。

また、事業者によるレジオネラ属菌の自主的な水質検査の実施と保健所長への報告を義務付けました。

入浴施設等の利用者がレジオネラ症を発症した場合に、原因施設を究明するため、患者の喀痰の確保等に関して医療機関との連携が必要です。

今後の施策

(1) 生活衛生監視指導の徹底

関係法令に基づき営業の許可、確認及び施設の監視指導を行い、法令遵守の徹底を指導します。

(2) 事業者の自主管理体制の確立の推進

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく各生活衛生同業組合への事業者の加入促進を行うとともに、当組合が自主的に開催する講習会を通じて、営業施設の衛生確保に関する啓発を行う等の方法により、事業者の自主管理体制の確立を推進します。

(3) 公衆浴場等の入浴施設を原因とするレジオネラ症の発生防止

- 事業者が自主的に衛生措置を講じるよう継続的に立入指導を実施し、事業者による水質検査の確実な実施と報告等、条例の遵守徹底を図ります。
- 入浴施設等の利用者がレジオネラ症を発症した場合には、医療機関等と連携し、迅速な原因究明を行い、施設の改善を指導するとともに、再発の防止に努めます。